

高鍋町総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、高鍋町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 町長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、町長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめその旨を高鍋町ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(議事録の作成)

第5条 法第1条の4第7項の規定による議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席又は欠席の委員の氏名
- (3) 法第1条の4第5項の規定により参与した者の氏名
- (4) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (5) その他、町長が必要と認めた事項

2 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを高鍋町ホームページに掲載して公表するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育総務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。